

## 第11章 生活救援活動

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食糧、生活必需物資の供給活動を定めます。

また、全国から送られる救援物資の受入れ・輸送・配分を定めます。

### 第1節 飲料水及び生活用水の確保・供給

本市の水道は県営によるものであることから、災害用指定配水池における飲料水の確保については、県営水道が行います。

市は、給水班を組織し、県営水道及び市が確保した飲料水を活用して応急給水を実施します。また、市による給水が困難な場合は、協定を締結している事業者及び県営水道に協力を要請します。

#### 第1 対象者及び給水量

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するため飲料水が得られない市民等に対して、最低一日に1人3リットルの応急給水を行うこととし、災害の規模、災害発生からの経過日数等により、応急給水目標基準は以下のとおりとします

地震発生からの日数	給水基準
地震発生～3日	3ℓ /人・日
4日～14日	7ℓ /人・日
14日以降	20ℓ /人・日
復興期	100ℓ /人・日

#### 第2 飲料水の確保

市は、県営水道に要請して飲料水の確保を行います。飲料水は、県営水道が災害用として指定している山ノ内配水池、城廻配水池、七里ヶ浜低区配水池のほか、市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽の飲料水、耐震性プール又は井戸の水をろ過したものにより確保します。

#### 第3 被災者への給水方法

##### 1 応急給水方法

###### (1) 地震発生直後

地震発生直後は、市民等の備蓄飲料水の活用で対応します。

###### (2) 拠点給水

地震発生から数日間程度は、1人1日3リットルの飲料水を供給するため、災害用指定配水池、学校・企業等の緊急遮断弁付受水槽、耐震性プール又は井戸の水をろ過した飲料水を避難所等と給水拠点へ運搬し、給水します。

###### (3) 応援給水

必要に応じて県、自衛隊、民間業者等に応援を要請し、給水活動を実施します。この場合、必要な応援給水の種類（給水車両、ペットボトル、ポンプなど）を明確に伝えます。

###### (4) 給水困難地域、災害時要援護者への給水

道路途絶地域や災害時要援護者への給水は、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼します。

## 2 応急給水用車両等資機材

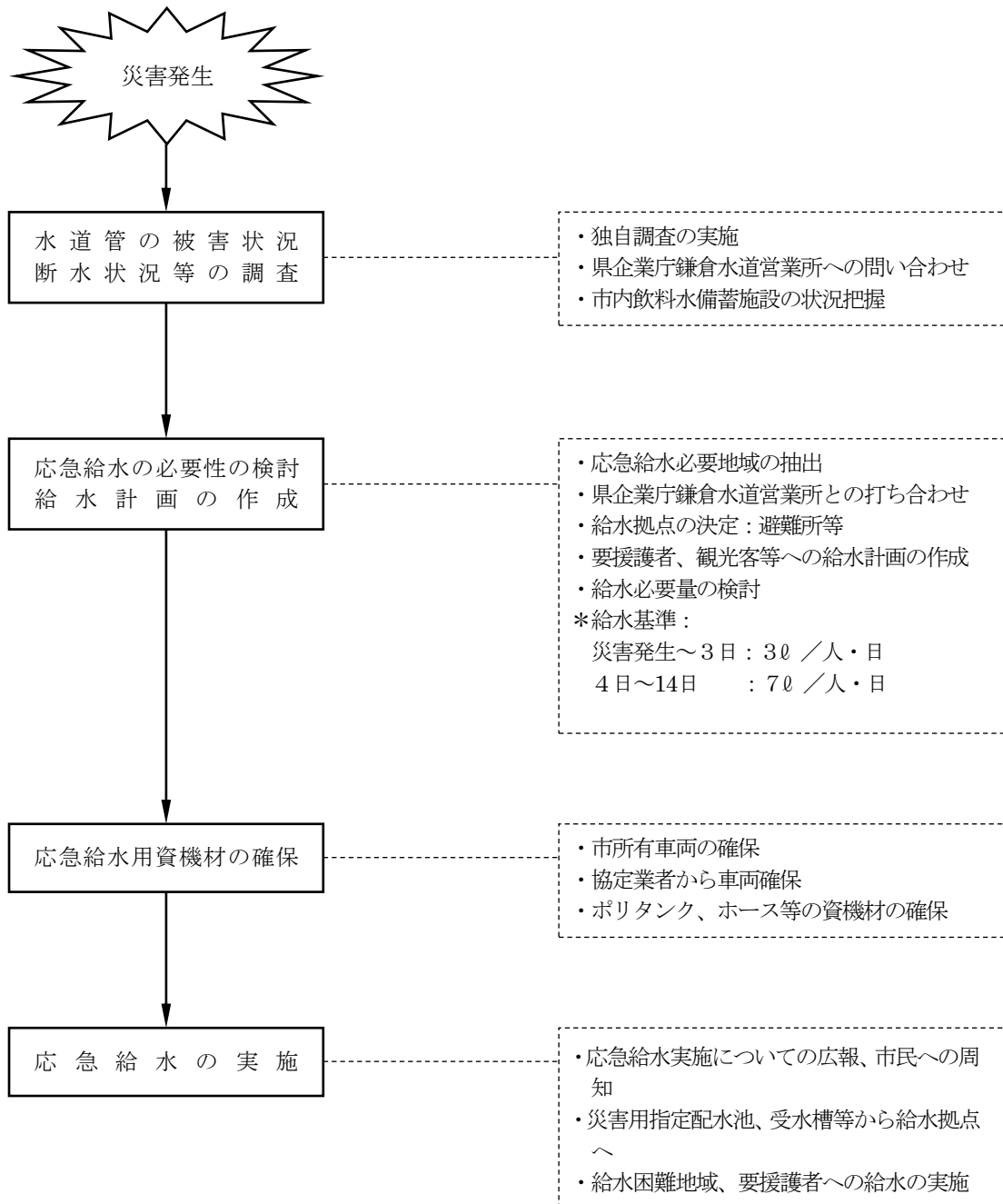
応急給水車両は、原則として、市が保有する車両及び協定を締結している民間協力機関の車両により、応急給水容器等を積載し給水を実施します。

市民側の給水容器は原則として、市民の備蓄によるものを使用し、必要に応じて市備蓄のポリタンク等を配布します。

## 第4 飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

図 11-1 飲料水供給の手順



## 第2節 食糧の供給

市の被災者、災害応急活動従事者等に対する食糧の供給は、次の計画により実施します。

### 第1 食糧の供給

#### 1 食糧の確保

災害の発生に備え、市は、被災者と滞在者のための非常食糧として、長期保存可能な食品を避難所（ミニ防災拠点）等へ備蓄しています。

また、災害対策要員の3日分の食糧を確保するため、市役所や消防署等の防災拠点に食糧の備蓄を進めます。

#### 2 食糧供給の対象者

- (1) 避難所生活者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- (4) 通常の流通機関が一時的に麻痺混乱し、主食の給食が受けられない者

#### 3 食糧の確保

食糧は、原則的に、握り飯、弁当又はパン、麺類、サバイバルフーズとします。

炊き出し等は、災害を受けない自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等に炊き出しを要請します。また、事前に協定を締結した指定業者から調理済食糧を調達します。さらに、必要に応じて県知事に応援を依頼します。

食糧の提供期間は、原則的に、電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とします。

#### 4 主食等の調達先

- (1) 主食等の調達先は、市備蓄食糧、事前に協定を締結した市内・市外指定業者から調達します。
- (2) 災害の状況により、(1)で不足を生じた場合は、本部長は災害応急米穀の供給を県知事に要請します。

県知事は、米穀登録卸売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に供給を要請します。

- (3) 災害救助法が発動された場合、政府所有米穀の引取りに関して、県知事に供給を要請します。

また、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の供給に関する県知事の指示を受けられない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に対して要請します。

### 第2 食糧の輸送と配布

#### 1 食糧の輸送

指定業者から調達する場合は、当該業者は市に指示された場所へ直送します。

備蓄食糧の輸送は、市が準備する車両により実施し、必要に応じて、自主防災組織、ボランティア等に協力を依頼します。

## 2 食糧の配布

### (1) 避難所での配布

調達した食糧は、避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者や運営担当者を通して避難者へ配布します。

### (2) 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者用の食糧は、最寄り避難所へ必要数を引き渡し、そこから配布します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所から食糧の配布を受けます。食糧の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、避難者自らが避難所において受け取ることを原則とします。

また、自ら食糧を受け取りに來れない災害時要援護者等の在宅避難者へは、自主防災組織、自治会・町内会等のコミュニティや近隣の住民、ボランティア等が配布を支援します。

## 第3 プル型支援とプッシュ型支援

支援物資のニーズ情報が把握できる場合は、食糧など必要物資の内容、引渡し方法等を適時、適切に伝達しあうことを基本とした、「プル型」の支援が有効ですが、東日本大震災で見られたように、災害対策拠点すら被災するような大規模災害においては、被災者のニーズの把握や必要物資に関する情報の整理・授受が困難となります。こうした場合にも、食糧等の必需物資が被災者の手元に的確に届くように、被災地からの要請がなくても、国・県等が支援物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の支援を行う施策が検討されています。

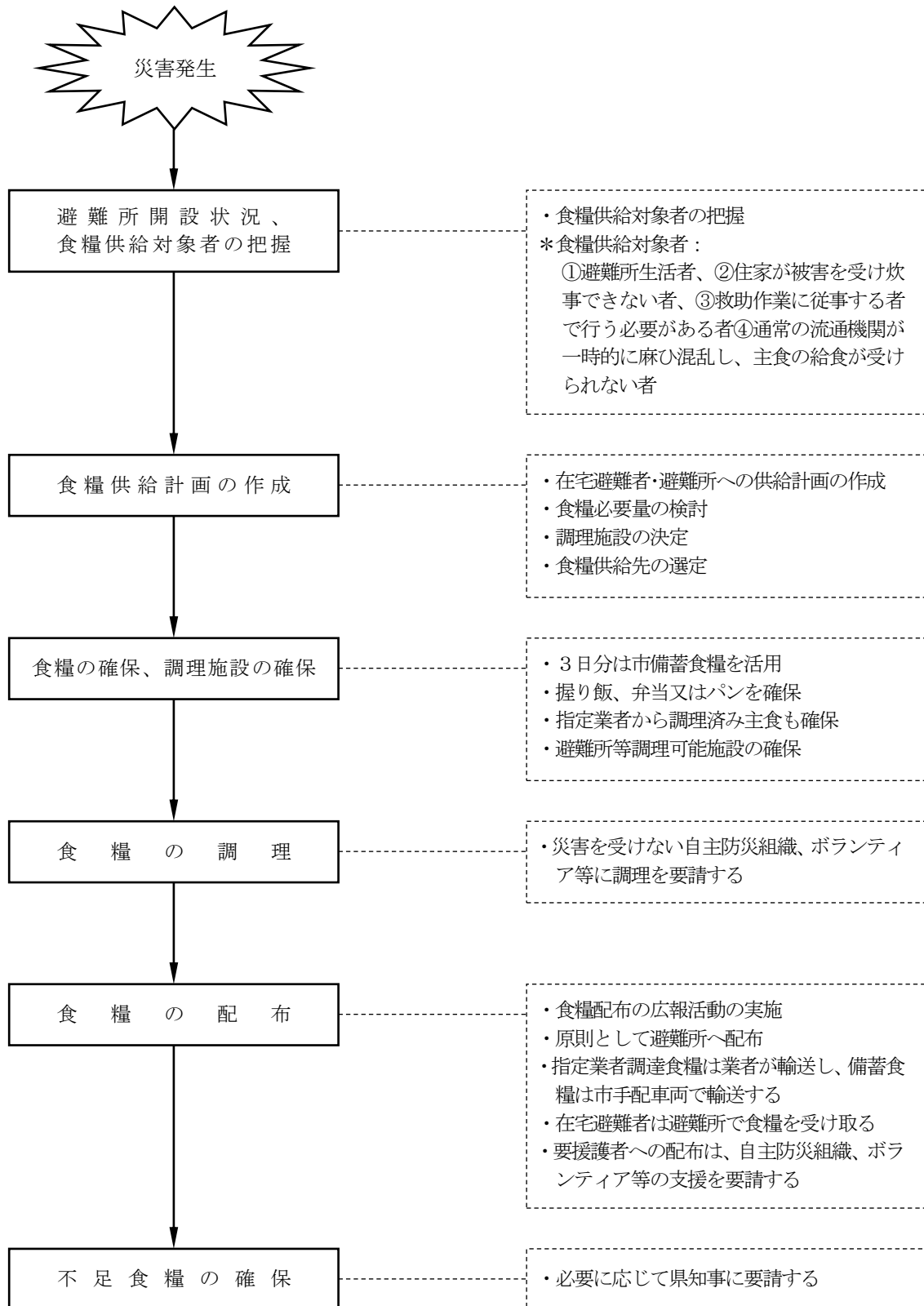
こうした動きに呼応して、受入れ側の物資集積拠点の開設や、関連する民間事業者への連絡・要請等における役割分担など、具体的な行動をあらかじめ想定しておき、対応するよう努めます。

また、「プッシュ型」の支援の継続が被災地における物資の滞留を招かないよう、配送・供給状況を踏まえた「プル型」支援への適時・円滑な切替えができるよう努めます。

◆資料4-3：防災備蓄食糧一覧表

◆資料5-16：災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

図 11-2 食糧供給の手順



## 第3節 生活必需物資の調達・供給

市の生活必需品の調達と供給は、次の計画によって実施します。

### 第1 生活必需物資の確保

#### 1 生活必需物資供給の対象者

- (1) 避難所生活者
- (2) 住家が被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

#### 2 確保する物資の種類

- ①寝具、②敷物、③下着・おむつ類、④ほ乳瓶、⑤生理用品、⑥タオル、⑦炊き出し器具一式（鍋・釜・包丁・食器セット等）、⑧仮設トイレ及びトイレトーパー、⑨照明設備・器具、⑩暖房設備

#### 3 生活必需物資の調達先

生活必需物資の調達先は、市備蓄分、事前に協定を締結した市内・市外指定業者から調達し、不足分は県に要請するほか、他の業者から調達します。

#### 4 生活必需物資の輸送

指定業者から調達する生活必需物資は、当該業者が市から指示された場所（避難所が原則）へ直送します。

また、避難所等への備蓄物資の相互輸送は、市が準備する車両により実施します。

### 第2 生活必需物資の配布

#### 1 避難所での配布

調達した物資は、各避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者を通して避難者へ配布します。

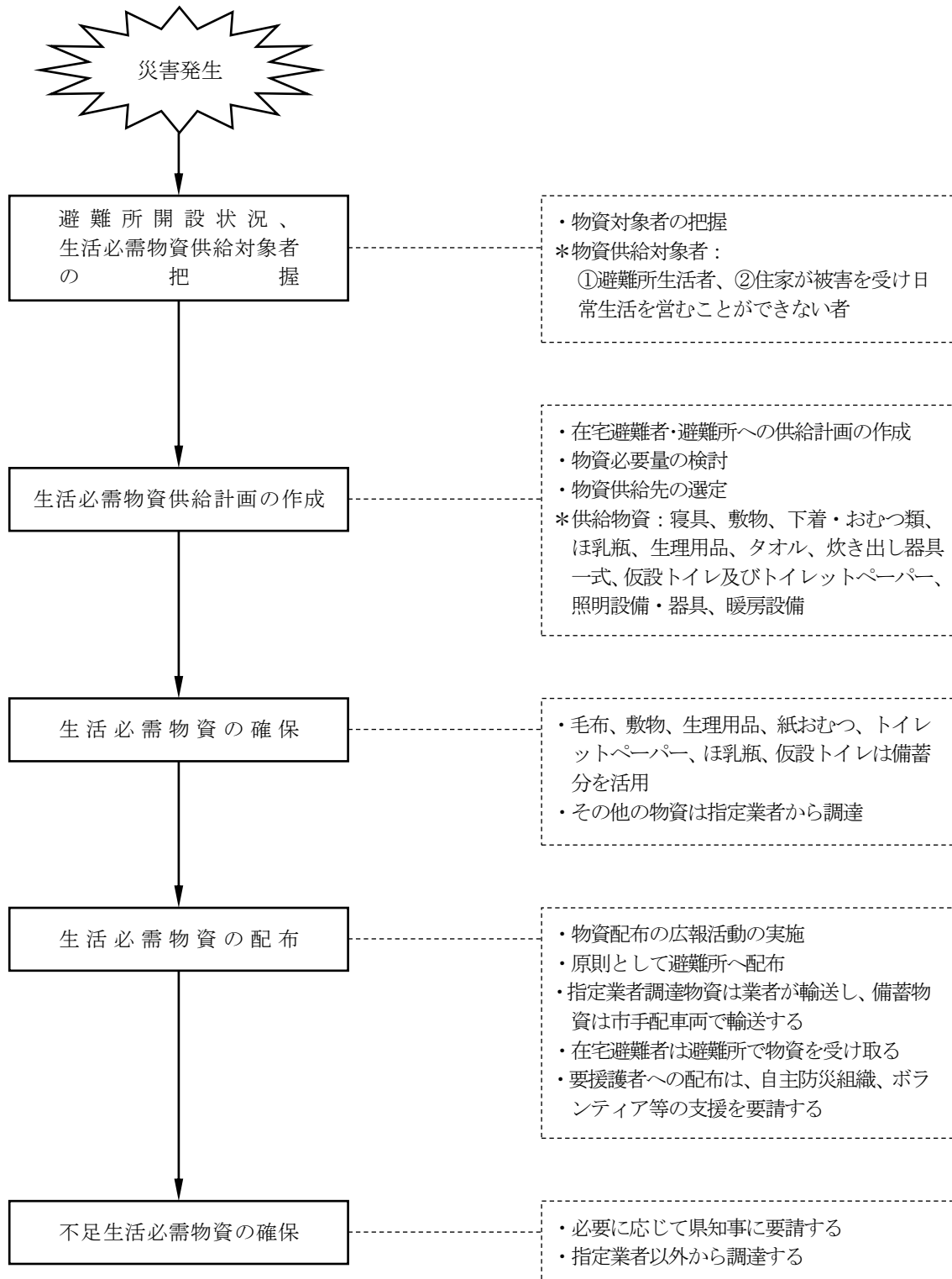
#### 2 在宅避難者への配布

在宅避難者用の物資は、最寄り避難所へ必要数を引き渡します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、この避難所から配布を受けます。

また、自ら受け取りに来られない災害時要援護者等の在宅避難者へは、自主防災組織や自治会・町内会等、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援します。

図 11-3 生活必需物資供給の手順



## 第4節 救援物資の受入れ・配分

他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは次の方法で実施します。

### 第1 受入れ

救援物資は、救援物資ターミナルで受入れます。また、県が物資受入れ港として指定する湘南港からの物資、又は市の腰越漁港からの小型船舶による物資は、車両等を使用して救援物資ターミナルへ輸送します。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。

### 第2 受入れ方法

救援物資は、救援物資ターミナルで受付け、仕分け等の業務を行います。

なお、個人からの救援物資については原則受入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。

- (1) 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。
- (2) 荷物には、物資の内訳、数量等の必要事項を明記します。
- (3) 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。

### 第3 人員配置

- (1) 被害規模等状況に応じて、救援物資ターミナルに物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。
- (2) 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、災害対策本部に報告します。
- (3) 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。

### 第4 物資の輸送及び配分

- (1) 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。
- (2) 救援物資は、避難所の要望に応じて配分します。

◆資料5-16：（別表第2）災害時応急生活物資供給等の要請経路



## 第5節 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設、及び被災した住宅の応急修理を、次の計画により実施します。

### 第1 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、市長が実施します。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、同法に基づき知事が実施します。

#### 2 市営住宅等の空き家の活用

市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の空家を積極的に活用します。また、民間アパート等の空室についても、応急住宅としての提供を要請します。

#### 3 応急仮設住宅の建設

##### (1) 入居対象

応急仮設住宅への入居は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者のうちから、認定し入居させます。ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の災害時要援護者世帯を最優先に入居させるとともに、コミュニティにも配慮しながら入居を進めます。

##### (2) 供与期間

建築基準法第85条第4項（仮設建築物に対する制限の緩和）により許可を受けた期間（最高2年以内）とします。

##### (3) 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

### 第2 被災住宅の応急修理

#### 1 応急修理が受けられる者

- (1) 災害によって住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理できない者

#### 2 応急修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。

### 第3 協力要請

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、協定締結先等の協力を求めます。

## 第12章 保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の捜索、死亡者の処置等について定めます。

### 第1節 健康管理・防疫対策

#### 第1 健康管理の実施

市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、鎌倉保健福祉事務所と連携して健康相談等を行い、常に良好な衛生状態を保つように努めます。

##### 1 血圧測定や健康相談等の実施

震災の被害を受けた市民に対し、避難所、仮設住宅等において、健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行います。

##### 2 心のケア

市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした、被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために、精神科医や精神保健福祉士等の協力を得て、必要な措置を講じます。

##### 3 訪問指導・訪問看護の実施

寝たきりや認知症の高齢者を抱える家庭に、保健師が訪問し、保健指導を行います。また、在宅の寝たきりの療養者などに、看護師を訪問看護ステーション等から派遣し、訪問看護を行います。

##### 4 巡回栄養相談の実施

保健福祉事務所と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施します。

#### 第2 防疫対策

##### 1 防疫対策の実施

災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るため、次の計画により迅速、的確に防疫対策を実施します。

###### (1) 実施機関

被災地等における防疫対策は、市が実施します。ただし、災害の状況により市だけでは実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。

###### (2) 実施方法

被災地域又は避難所の状況に応じて防疫活動を実施するとともに、被災者に薬剤を配布して自主防疫を指導します。

###### ア 清浄化

(ア) 市は、清浄化の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行います。

(イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市長は、的確な指導又は指示を行います。

イ 消毒

(ア) 市は、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、利用・保管に適した場所に配置します。

ウ ねずみ族、昆虫の駆除

(ア) ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところにより実施します。

(イ) 市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

(3) 防疫薬剤

災害における防疫対策の万全を期するため、防疫薬剤を備蓄を行うとともに、不足する場合は、県に防疫用薬剤及び資機材の応援を要請します。

(4) 感染症対策

ア 感染症患者の治療

県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白髄炎等）、インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。

イ 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施します。

ウ 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

### 第3 入浴機会の確保対策

#### 1 一般公衆浴場の再開支援

入浴可能な公衆浴場の支援、把握を行い、広報等で市民に情報提供します。

#### 2 仮設入浴施設等の設置

一般公衆浴場施設だけで不足した場合、避難所等に仮設入浴施設等を設置します。

#### 3 自衛隊による支援

仮設入浴施設を設置する際、自衛隊の野営用風呂施設の支援を要請します。併せて、設置のためのスペース等を整備します。

◆資料4-8：防疫器材一覧表

## 第2節 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

### 第1 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口や相談電話を設置し、警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせに対応します。

また、地震災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体捜査の対象とします。

### 第2 行方不明者搜索の実施機関

行方不明者の搜索は、届出に基づき迅速かつ適切に実施します。

市は、警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会・町内会等の協力のもとで実施します。

### 第3 遺体の搜索方法

地震発生時に死亡していると推定される行方不明者があるときは、機を失せず人員及び搜索機器を確保し搜索にあたります。

### 第4 搜索の期間

遺体の搜索を行う期間は、原則、地震発生の日から10日間以内とします。

### 第5 期間の延長（特別基準）

災害救助法の適用下で11日目以降も遺体の搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、県知事へ申請します。

- (1) 延長期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間の延長をする理由
- (4) その他期間の延長をすることによって搜索される遺体の数等

### 第6 遺体を発見した場合の措置

遺体搜索中に遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は消防署へ連絡します。

### 第7 経費の負担

遺体の搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、県が負担し、その他の場合は、市が負担します。

## 第3節 遺体の処置、火葬

災害による遺体の収容、処置について、次の方法により実施します。

### 第1 実施機関

災害時における遺体の収容、埋火葬は、関係機関の協力を得て市が行います。

災害時における行方不明者の搜索は、関係機関の協力を得て県警察が行います。

## 第2 遺体の取扱

### 1 遺体の発見、通報

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署にその旨を通報します。
- (2) 市及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。
- (3) 市は、検視等を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず警察署に通報し、検視等を受けさせることを徹底します。

### 2 遺体の収容・受入れ

- (1) 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察署と協議し、関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。遺体収容施設の開設においては、事前に定められた選定候補施設の他、公共施設の内からも選定し開設します。
- (2) 収容施設開設後、遺体収容受付を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察署が行う遺体の検視等業務へと引継ぎを行います。

### 3 遺体の検視等

遺体の検視等は、警察署が行います。

### 4 遺体の検案

- (1) 検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により、出動した医師等が行います。
- (2) 検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと市が行います。

### 5 身元確認

- (1) 市は警察署とともに、自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。また、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- (2) 市は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県歯科医師会への協力要請を行い、また、警察署は、神奈川警察署協力歯科医師等への協力要請を行います。
- (3) 市は、検案の終了した遺体について、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

### 6 遺体の引渡し

- (1) 市は、警察署と協力して、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。
- (2) 市は、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに災害発生から一定期間、遺体安置場所に保管します。
- (3) 市は、遺族等の引取り者がいない遺体や災害発生から一定期間安置した身元不明の遺体は、通常の火葬処理の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。
- (4) 遺族が未成年の場合、市は戸籍等から親族等を調査し、親族等と連絡を取り、遺体を引き渡します。親族等が見つからない場合は、市が遺体の火葬・焼骨・埋葬等の手続きを行います。

### 第3 資器材の調達等

市は、警察署、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

### 第4 広報

市は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、警察署等関係機関と協議のうえ、統一的行います。

### 第5 広域相互火葬応援体制

県は県下の火葬場設置市町村間等における相互火葬応援体制の確立を支援し、さらに、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

- ◆資料3-6：遺体収容施設一覧表
- ◆資料5-19：災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
- ◆資料5-20：災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
- ◆資料5-21：災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

## 第13章 災害時要援護者支援対策

地震発生直後に避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にハンディキャップのある災害時要援護者への支援や対応について定めます。

災害時要援護者支援対策については、国のガイドラインを基に災害時要援護者支援マニュアルを作成し、自主防災組織災害時要援護者班、民生委員・児童委員、地域住民と連携して実施します。

### 第1節 災害時要援護者に関する確認及び支援

災害時要援護者とは、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等、災害に際して迅速、かつ適切な行動をとることが困難であり、また必要な情報が得られない等の災害時においてハンディキャップをもつ人びととします。

#### 第1 避難状況等の確認

##### 1 避難誘導

災害時における一人暮らし高齢者、障害者等の災害時要援護者は、日頃から地域と行政が連携しながら実態把握に努め、避難誘導する場合は、近隣住民の協力により、各地域の避難所に収容します。

また、避難勧告が出されたとき又は施設が被害を受け、当該施設の長が避難が必要と判断したとき、避難誘導計画に基づく避難誘導を行います。なお、避難誘導を行う際、自主防災組織や自治会・町内会等への協力を要請します。

##### 2 避難状況連絡

避難所へ避難した災害時要援護者は、民生委員・児童委員などを通じて、直ちに市に避難状況を連絡します。

##### 3 安否確認

- (1) 市は、災害時要援護者所在マップ等により、災害時要援護者の避難状況を確認したうえで、災害対策本部に連絡します。
- (2) 災害対策本部は、地域で安否確認ができない災害時要援護者については、直ちに消防機関及び警察署に通報します。

#### 第2 要援護者への情報伝達

災害時要援護者に対する情報提供は、避難所にあるハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な方にプラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等を使用し、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

#### 第3 外国人への配慮

災害発生後、外国人の安否確認を行い、県へ報告します。

また、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営にあたって、通訳ボランティアの協力を得る等の外国人への対応について十分に配慮します。

##### 1 避難誘導の実施

災害発生時の外国人の避難誘導については、平常時から自主防災組織やボランティア団体等に協力を要請し、避難誘導を行います。

## 2 相談窓口の開設

災害時において、外国人の悩みやストレスを解消するために、市役所に相談窓口と電話相談サービスを開設します。

開設にあたり、英語等多言語で対応できるよう、語学ボランティアを動員します。

# 第2節 在宅災害時要援護者の安全確保

## 第1 要援護者の状況把握

民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、要援護者に適切な援護を実施するため、災害発生後2～3日目を目途に、避難所及び在宅の要援護者の状況把握を行います。

### 1 避難所の要援護者

避難所運営委員会の協力を得て、おおむね65歳以上の高齢者及び障害者の健康状態、日常生活動作（ADL）等を調査します。

### 2 在宅の要援護者

民生委員・児童委員は、自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、おおむね65歳以上の一人暮らし、ねたきり、身体の弱い高齢者や障害者、児童等の生活状況を把握します。

### 3 巡回相談の実施

担当部は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努めます。

## 第2 避難所での安全確保

市は、県保健福祉事務所等の関係機関とともに、各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、災害時要援護者の生活支援を行います。

また、避難所に避難した災害時要援護者に対して、次の点に留意します。

- (1) 高齢者や障害者や傷病者等は、避難所運営委員会との協議のうえ、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮します。
- (2) 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮します。
- (3) 避難所においては、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行ううえでの障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）よう努めます。
- (4) 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な者については、災害時要援護者用の福祉避難所又は適切な施設へ移送します。

## 第3 緊急援護の実施

避難所運営委員会は要援護者の健康状態に留意し、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めた後、直ちに関係者と協議し、次のとおり緊急援護を実施します。

### 1 施設援護

- (1) 緊急入院・緊急一時入所

避難所での生活が困難で、援護を必要とする要援護者、又は被災により在宅で十分に介護でき



ない要援護者に対しては、病院、特別養護老人ホーム、障害者福祉施設等への緊急入院・緊急一時入所を実施します。

## (2) 在宅援護

被災した要援護者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、保健福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

また、在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、県に対し、必要な措置を要請します。

### ア ホームヘルプサービス

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣します。

### イ 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅のねたきり老人等に入浴サービスを実施します。

### ウ 介護・看護方法の訪問指導

要援護者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努めます。

### エ 日常生活用具の給付、救援物資の配布

在宅の要援護者に対する日常生活用具の給付や救援物資の配布については、地域住民等の協力により実施します。

### オ ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、ガイドヘルパーを速やかに派遣します。

### カ ボランティアによる援助

災害ボランティアセンターと協力して、ボランティアによる在宅福祉サービスを提供します。

## 第3節 社会福祉施設利用者、外国人の安全確保

### 第1 災害時要援護者用福祉避難所

災害時要援護者の避難所は指定避難所を原則としますが、避難所の環境が整えられないなど、状況によっては、社会福祉施設や利用可能な一般の宿泊施設等を利用します。

#### 1 受入先の確保及び移送の実施

災害時には、社会福祉施設等の長は災害対策本部と緊密な連絡をとり、避難先を確保します。

また、社会福祉施設等の長は、施設利用者を避難又は移送するときに、施設の機材だけで行うことが困難であると判断したとき、災害対策本部に車等を要請します。

#### 2 社会福祉施設への収容

(1) 避難所での対応が困難となった災害時要援護者については、避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、社会福祉施設への移動を検討します。

(2) 社会福祉施設の運営にあたっては、市社会福祉協議会の協力のもとにボランティア等を配置するとともに、災害時要援護者の生活上の支援のため、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じ派遣します。

なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、鎌倉保健福祉事務所及び

市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。

- (3) 社会福祉施設に收容した災害時要援護者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施します。

### 3 常時介護を必要とする災害時要援護者の收容

- (1) 重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者、及び福祉関連施設に收容が困難になった者については、災害時要援護者緊急受入協定を締結した社会福祉施設の協力により收容します。

この場合、市は、当該施設に対し必要な支援を行います。

- (2) 民間特別養護老人ホーム等の施設が收容能力を超えた場合、又は対応が困難な災害時要援護者については、県知事に対し、必要な措置を要請します。

### 4 生活救援物資の優先供給

災害時において、本部長は社会福祉施設等に対して生活救援物資を優先的に供給します。

社会福祉施設等で最低限の生活物資が不足した場合、当該施設の長は本部長に対し救援物資を要請します。

### 5 ライフラインの優先復旧

災害発生後、保健福祉施設等にライフラインの機能障害が発生した場合、本部長は、各ライフライン事業者に対し施設の早期機能回復を要請します。

## 第2 外国人の安全確保

可能な限り、外国人は通訳が配置された避難所に移送するなどの配慮を行うものとします。

## 第4節 高齢者・障害者等に配慮した仮設住宅

身体的・精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所等での生活が困難と認められる高齢者、障害者などハンディキャップのある人に対し、生活上の支障がない住宅（地域型仮設住宅）を設置するよう検討します。

### 第1 高齢者・障害者向け仮設住宅の仕様

高齢者・障害者向け仮設住宅は、特に高齢者や障害者等のハンディキャップのある人の生活上の支障がない住宅とします。

### 第2 高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への支援

高齢者・障害者向け仮設住宅には、生活支援員を配置し、入居者の生活相談や見守り活動を行うとともに、配食サービス等の在宅福祉サービスを提供するなど入居者の生活を支援します。

## 第5節 仮設住宅地区における見守り活動の推進

ふれあいまちづくりを推進するため、地域の見守りネットワークを活用し民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、仮設住宅地区での災害時要援護者への見守り活動を推進します。

### 第1 入居災害時要援護者の確認及びニーズ把握

災害時要援護者の仮設住宅への入居状況の把握に努めます。

また、民生委員・児童委員の協力を得て、仮設住宅各戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行います。

## 第2 連絡体制の整備

仮設住宅入居災害時要援護者からの通報等に対応して、市への緊急時の連絡体制を整備します。

## 第3 安否確認活動の推進

仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、民生委員・児童委員などの協力を得て、訪問活動を推進します。

## 第4 要援護者の生活支援の実施

保健師、ホームヘルパー等は、仮設住宅における高齢者や障害者などに対し、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を行います。

## 第5 住民相互の助け合い

仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて「ふれあいセンター（仮称）」等の施設の整備を検討します。

また、入居者同士の声かけ運動の展開など、住民相互による地域見守りを推進します。

## 第14章 応急教育

災害により学校施設が被災した場合もしくは、小・中学校の児童・生徒の被災により、正常な教育を行うことができない場合、又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとします。

### 第1節 学校防災に関する対策

地震等の災害発生に際し、児童・生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、学校防災に関する対策を定めます。

#### 第1 実施機関

- (1) 市立小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

#### 第2 児童・生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

##### 1 学校の対応

- (1) 校長は、その判断により対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校しますが、特別に配慮を要する生徒については、学校での引き渡しも行います。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童・生徒等については、学校において保護します。
- (3) 児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、教職員が引率して下校する、学校で保護する等の対応を行います。
- (4) 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発表中は児童・生徒等を安全な場所に待機させます。
- (5) 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

##### 2 教職員の対処

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等に対し、より安全な場所で待機させたうえ、全体の指示を待ちます。
- (2) 児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮します。
- (5) 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にいきます。

- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (7) 児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

### 第3 被害状況の把握等

#### 1 施設設備の被害状況の把握

災害が発生した場合は、被災状況を報告します。

#### 2 児童・生徒等の被害状況の把握

災害が発生した場合、校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

### 第4 学校施設の応急対策

#### 1 被害箇所及び危険箇所の応急修理

災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図ります。また、早急に学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認するとともに、教育委員会等の実施する応急危険度判定を早急に受けます。

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

#### 2 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

## 第2節 避難所としての運営との両立

### 第1 運営体制

避難所を運営する場合に必要な業務としては、①水、食糧の配分、②救援物資の管理、③し尿、ごみ等の処理など衛生管理、④災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握、⑤避難者名簿の作成、⑥避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応、避難所自治会等の組織化、⑦施設・設備の点検、立入禁止区域の設定等が考えられますが、必要に応じ学校防災本部内に避難所支援班を設置し、運営します。

### 第2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用は、その機能を踏まえて行います。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとしますが、学校教育再開に備え、一定数は確保します。また、理科実験室等特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、原則として避難者受入れのスペースとしては使用しません。

### 第3 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施場所

災害により小・中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用や転用等により、状況に即応した応急教育を実施します。

なお、学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、応急教育の実施場所を検討します。

表 14-1 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場等	各地区に残存する神社の境内、仏閣等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 学習センター等公共施設	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 学習センター等公共施設 3 応急仮設校舎	

## 2 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の実施に努めることとしますが、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業や圧縮授業等を暫定的に行います。

## 3 応援の要請等

- (1) 市教育委員会は、被災校の応急教育等のため、小・中学校相互の教職員の応援体制の確立をめざして隣接する学校等の校長に応援要請を行います。
- (2) 市教育委員会は、被災校の応急教育のため小・中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等応援の要請を行います。
- (3) 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

## 4 学用品の支給

学用品等の支給については、災害の規模範囲や被害の程度等により、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準に準じた支給を行います。

## 5 給食

### (1) 配給

学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自での使用が不可能となります。

したがって、児童・生徒の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行います。

### (2) 衛生管理

災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。

また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

## 6 児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

## 第4 保育所等における応急対策

### 1 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、第1節「第2 児童・生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。

### 2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況、児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

### 3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

#### (1) 通所の可否による保育の実施

##### ア 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育します。

##### イ 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

#### (2) 保育所等での対応

##### ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討します。

##### イ 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

## 第3節 保護者、地域との協力

### 第1 保護者との協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられることから、児童等の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書、学用品等の支給に関し、保護者の協力を得るよう努めます。

### 第2 地域の自主防災組織等との協力

学校は地域コミュニティの中心となるため、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、協議の場の設定等により、地域の自主防災組織、ボランティア組織、地域医師会、学校医等の協力を得るよう努めます。また、学校において非常用物資の備蓄の管理についても協力を得るよう努めます。

※私立幼稚園、県立鎌倉養護学校、県立高等学校、横浜国立大学附属鎌倉小・中学校、私立小中高等学校、鎌倉女子大学等にあつては、本計画を参考にして、それぞれの責任の範囲内において防災対策を実施します。

## 第15章 文化財等の災害応急対策

市は、災害が発生した場合は、情報の収集に努めるとともに、指定された文化財の災害応急対策を行います。また、景観重要建築物等についても同様の対策を実施します。

### 第1節 情報の収集

被害状況の収集に努め、文化財等が滅失しないよう応急措置を検討します。

### 第2節 応急対策

文化財等が被災し滅失のおそれがある場合は、災害の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

#### 第1 被害の把握等

災害発生後、文化財等の所有者・管理者（防火管理者をおくところは防火管理者）を通報責任者として被災状況を把握し、その内容を直ちに消防本部並びに教育委員会に通報します。消防本部は災害対策本部に情報を提供します。

所有者・管理者だけで通報が困難なとき、教育委員会は文化財等の被害状況の調査を行うとともに、所有者・管理者の安否を確認します。

被害調査後、県教育委員会、文化庁等関係機関に報告します。

#### 第2 応急措置

##### 1 被災現場の保存

被害を受けた文化財等の所有者・管理者は、防護柵を設ける等、現場の保存に努めます。

所有者・管理者だけで現場の保存を行うことが困難なとき、市はビニールシート、防護柵やロープ等を提供するとともに、教育委員会、県教育委員会、文化庁等関係機関に応急措置の報告をします。

また、盗難等を防止するために、警察署や警備会社に協力を求めます。

なお、文化財等の所有者・管理者のうち、文化財等の保管場所が損害を受けた場合には、公共施設等に一時的に保管させる措置を講じます。

##### 2 他機関との協議

教育委員会は、国宝や国・県指定重要文化財等について、被災状況を収集・調査した結果を文化庁及び県教育委員会に報告し、速やかに文化財等を復旧維持し得るよう、国・県をはじめ、所有者等管理団体の協力を得て対策を立てます。